

奈良県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 戸毛久米線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	備 考
1 3 3	御所市今住二七五番五先 から 御所市柏原一四二五番一 先まで	